

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 2 月 2 日 (火曜日) 定期 第 177 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○告示			
個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定の一部改正(総務・税務指導課)	51		
漁業災害補償法による届出の審査結果(環境農政・水産課)	51		
○教育委員会規則			
県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則(教委・財務課)	52		
○監査委員公表			
令和元年度包括外部監査の結果に係る措置状況について(2件)			52
		監査の結果により講じた措置について	55
		○公告	
		開発行為に関する工事の完了(平塚土木事務所)	56
		開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)	56
		○入札公告	
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施(環境農政・総務室)	56
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施(教委・茅ヶ崎養護学校)	57

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第23号

個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定(平成21年神奈川県告示第307号)の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

2の(6)の表公益財団法人日本オペラ振興会の項中「東京都渋谷区上原二丁目43番7号」を「東京都渋谷区神宮前四丁目3番15-317号」に改め、同表に次のように加える。

公益財団法人大和市国際化協会(大和市深見西一丁目3番17号)	同上	令和 2 年 1 月 1 日から
--------------------------------	----	------------------

2の(7)の表に次のように加える。

学校法人富士見丘学園(横浜市旭区中沢一丁目24番1号)	同上	令和 2 年 11 月 26 日から
-----------------------------	----	--------------------

2の(8)の表に次のように加える。

社会福祉法人湘南育成園(鎌倉市城廻字打越270番2)	同上	令和 2 年 1 月 1 日から
社会福祉法人相模翔優会(大和市深見2,106番地1)	同上	同上
社会福祉法人敬愛会(大和市福田1,551番地)	同上	同上
社会福祉法人大和清風会(大和市西鶴間八丁目1番2号)	同上	同上

3の表特定非営利活動法人地球の木の項中「令和 2 年 7 月 15 日」を「令和 7 年 7 月 15 日」に改め、同表特定非営利活動法人幼い難民を考える会の項中「東京都台東区台東一丁目12番11号青木ビル2階A室」を「東京都台東区台東一丁目12番11号青木ビル3階B室」に改め、同表特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来の項中「令和 2 年 8 月 31 日」を「令和 7 年 8 月 31 日」に改め、同表特定非営利活動法人かわさき市民アカデミーの項中「令和 2 年 12 月 3 日」を「令和 7 年 12 月 3 日」に改め、同表特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンターの項中「令和 2 年 12 月 17 日」を「令和 7 年 12 月 17 日」に改め、同表特定非営利活動法人横浜メンタルサービスネットワークの項中「横浜市港南区上大岡西一丁目12番3-204号」を「横浜市港南区笹下一丁目7番6号」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人WE21ジャパン厚木(厚木市中原三丁目18番5号)	同上	令和 2 年 8 月 21 日から令和 7 年 8 月 20 日まで
------------------------------------	----	------------------------------------

神奈川県告示第24号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があったので審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和 3 年 2 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区	域	区	分
---	---	---	---

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 一部 三六三円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話 横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話 横浜(〇四五)五七一三三〇八

西湘区域 (福浦漁業協同組合、真鶴町漁業協同組合、岩漁業協同組合、小田原市漁業協同組合及び大磯二宮漁業協同組合の地区)	大型定置漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第60条第3項に規定する定置漁業をいう。)
--	---

教育委員会規則

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月2日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

神奈川県教育委員会規則第1号

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和33年神奈川県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が別に定める納付期限までに納付することができる。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。

第6条の2に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、教育長が別に定める納付期限までに納付することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第3号

令和元年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

令和2年3月10日付け神奈川県公報号外第7号で公表している令和元年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年2月2日

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知 恵 子
同	梅 沢 裕 之
同	小 野 寺 慎 一 郎

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

一般社団法人かながわ青少年協会(財政的援助団体等)

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会(指定管理事業)

日本赤十字社(指定管理事業)

社会福祉法人かながわ共同会(指定管理事業)

社会福祉法人清和会(指定管理事業)

令和元年度包括外部監査結果報告書(令和2年3月10日(神奈川県公報号外第7号)神奈川県監査委員公表第4号で公表。以下「報告書」という。)記載の「指摘事項」25項目のうち、知事部局所管の24項目の全てについて、令和2年12月1日付けで、次のとおり講じた措置の通知があった。(所管課 指摘事項1及び2は福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課、指摘事項3から15までは福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課、指摘事項16から18までは福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課、指摘事項19は福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課、指摘事項20から22までは福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課、指摘事項23及び24は福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
1 予定価格の積算の妥当性(多額な間接経費) 放課後児童支援員等資質向上研修事業費について、高額なカリキュラム作成費及び本社事務人件費等、多額な間接経費(予定価格では約7割、決算額では約8割)が積算計上されている。 今後は指導監督をとおして業務の内容及び難易度の検討、本部事務スタッフ等の従事状況を把握し、より適正な積算を行う必要がある。(報告書p.33)	令和2年度の事業執行から、複数事業者から参考見積をとるとともに、提出を受けた見積書をもとに積算書のチェックを行うなど、より適正な積算を行うための対策を実施している。
2 予定価格の積算の妥当性(テキスト修正に係る講師謝礼) 保育エキスパート等研修事業費について、受託会社からの見積書単価をそのまま適用しテキスト修正に係る講師謝礼を3,200千円と多額に積算しているが、実際は極めて軽微な修正しか行われていなかった。 委託業務の内容及び難易度をしっかり把握して予定価格を適正に積算する必要がある。(報告書p.53)	令和2年度保育エキスパート等研修委託事業におけるテキスト修正に係る講師謝礼については、指摘を踏まえ、作業工程や難易度等を考慮し、予定価格を改めて積算した。
3 実績報告書の間違いの修正 家庭養育支援事業委託について、受託業者から提出された収支決算書に間違いのあるものがあった。監査時点において、双方で記載間違いについて認識しておらず、確認作業に不備があった。 実績報告書提出時に内容を十分に確認して、間違いがある場合には、正しく作成するように指導する必要がある。(報告書p.74)	収支決算書の内容について、再度、委託法人に確認し、令和2年4月に修正した実績報告書の提出を受けた。 実績報告書提出時に内容を十分に確認し、不明点や誤りがある際は指摘の上、適切に指導していく。
4 中央児童相談所の備品台帳の更新 現物照合後、備品台帳への反映が遅れている。神奈川県財務規則に違反するため、速やかに備品台帳の更新をすることが必要である。(報告書p.114)	令和2年7月に備品台帳を更新した。さらに令和2年度実施予定の現物照合後も適切に備品台帳の更新を行う。
5 費用徴収台帳の記帳の徹底 中央児童相談所及び平塚児	平塚児童相談所では令和元年

<p>童相談所では、児童保護措置費自己負担金について「費用徴収台帳」の記帳が行われていなかった。 児童保護措置費自己負担金に関する事務の執行を効率的に進めるため、5 児童相談所統一して、費用徴収台帳を備え付ける必要がある。(報告書p.117)</p>	<p>11月に費用徴収台帳を作成し、以降継続して記帳している。 中央児童相談所は令和2年7月に作成した。以降、継続して記帳していく。 また、5 児童相談所で統一した費用徴収台帳も備え付けた。</p>	<p>川県財務規則に従い、帰庁後又は支払後3日以内に請求する必要があるが、中央児童相談所にて、3日以内の立替金の請求が徹底されていなかった。 管理課で、改めて文書等により、職員に呼びかけることにより、神奈川県財務規則の規定に従い、発生した諸経費の立替金が確実に請求されるよう徹底する必要がある。(報告書p.140)</p>	
<p>6 欠損処分の遅延 児童相談所において、児童保護措置費自己負担金の収入未済額が毎年増加しているのは、時効成立後に欠損処分をしていないことが一つの要因となっている。 時効が成立した児童保護措置費自己負担金については、遅滞なく欠損処分をする必要がある。(報告書p.120)</p>	<p>令和2年7月から順次欠損処分の処理事務を行っている。</p>	<p>11 職員の食事代支払遅延 子ども自立生活支援センターでは、職員が給食、指導食若しくは検食として食事をした場合、職員から徴収した給食代は賄給食代として県の収入となっているが、平成29年度及び平成30年度においては、毎月10件程度、未納が発生していた。 このことは、県が県職員の食事代を立替えているという状況を生み出していることとなり、また、管理課職員の心理的負担を増大させ、督促状の発行等の管理課業務が無駄に追加される結果となっている。 職員に対し、規則は守るべきものであるという意識改革を行い、納期限内での納付を徹底する必要がある。(報告書p.144)</p>	<p>賄給食代の未納については、費用徴収会議により幹部等で協議し、フロアリーダーが責任をもって確認することとし、さらには副所長から未納者に対し直接指導することで意識改革を進めた結果、平成30年度(82件)に比べ令和元年度(62件)は督促状の発行が20件減少した。引き続き未納者がなくなるよう努める。</p>
<p>7 還付金の支払の遅れ 中央児童相談所にて還付すべき障害児保護措置費自己負担金の還付が、2か月ほどさわれていなかった。還付金は速やかに還付する必要がある。(報告書p.121)</p>	<p>二重収納のあった調定について、過年度に係る還付は、他課の予算と調整が必要になるため、令和2年度中に還付を行えるように対応する。</p>	<p>12 職員給食代の調定遅延 おおいそ学園では、職員が給食、指導食若しくは検食として食事をした場合には、要領に基づき、給食費を徴収しており、県の収入となっている。職員給食代は、当月分を翌月に管理課で集計し、翌々月に給与から控除し調定される必要がある。平成30年度は、年度を通じて職員給食代の調定執行が遅延していた。 職員賄収入については、現金の適正な管理、事務処理の迅速化に努め、毎月調定して県の口座に入金する必要がある。(報告書p.154)</p>	<p>神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に則した事務処理により、令和2年度の職員賄収入については、進行状況を適切に把握し、現金の適正な管理、事務処理の迅速化に努め、毎月調定して県の口座に入金するよう努める。</p>
<p>8 給食費の徴収事務について 平塚児童相談所での職員の給食費の納入通知書作成時期が要領に規定する徴収時期と異なっていた。 要領に基づき、毎月末日までに前月分の納入通知書を各職員に発行する必要がある。(報告書p.123)</p> <p>9 給食費の集計誤りについて 児童相談所の給食費は「職員等給食一覧表」に職員が手書きで○をつけ、それをもとに勤務日等を確認の上、給食費を集計しているが、監査の結果、○の数の集計が実際より少ない職員がいることが判明した。 また、1か月分集計された食数に朝食、昼食、夕食の単価を掛けて集計しているが、朝食の単価が昼食や夕食の単価になっている等、使用すべき単価が誤って集計されている職員がいた。 平成30年度分について、給食費の超過額及び不足額は、正しく計算し直して、本来あるべき金額に訂正し、返金若しくは徴収する必要がある。(報告書p.123)</p>	<p>令和元年7月分より、要領に基づき、毎月末日までに前月分の納入通知書を各職員に発行する処理を行うよう改めた。</p> <p>集計結果に誤りが生じたのは、集計表のエクセルの計算式に不備があったことが要因であった。計算し直して本来あるべき金額に訂正し、戻出及び調定の処理を令和元年12月に行い、人事異動があった場合も集計表の計算式に不備が生じないよう改善も行った。 令和元年度中に返金及び徴収の処理は全て完了した。</p>	<p>13 生産物売払収入の調定遅延 おおいそ学園の高等部の野外活動の一環で育てられた野菜等は、年に1度の「秋の収穫祭」で販売されるか、学園の調理部門に出荷されて県の収入となる。 神奈川県財務規則により、現金は長期間、手元に保管することができないにもかかわらず、秋の収穫祭の売上金が2か月間手元に保管されていた。 また、毎月の生産物売払収入についても、原則毎月調定しなければならないが、平成30年度中は、日々の業務の繁忙のため、生産物売払収入に</p>	<p>令和2年度は、現金の適正な管理、事務処理の迅速化に努め、毎月調定して県の口座に入金するよう改善する必要がある。(報告書p.154)</p> <p>令和2年度の生産物売払収入については、進行状況を適切に把握することにより、神奈川県財務規則に従って現金管理を適正に行い、毎月滞りなく調定処理し、5日以内に納付書により納付がされるよう努める。</p>
<p>10 立替金請求の遅延 児童相談所では、要保護児童の移送、担当家庭や里親への訪問等において車両による移動の際に駐車料金やタクシー代、有料道路使用料が予想せずにかかることが頻繁にある。 原則は、事前の出張計画のもと、前渡金の支払いを受けるが、出先で駐車料金等を支払った場合には、職員の立替となる。立替金の請求は神奈</p>	<p>令和2年5月の所内連絡会議で副所長から各課長へ立替金の請求について注意喚起し、各課長から職員へ周知した。</p>		

<p>関する一連の処理が遅れてしまい、毎月調定することができず、生産物売払収入について、5日以内に納付書により納付がされていなかった。 神奈川県財務規則に従って現金管理を適正に行い、滞りなく調定処理をする必要がある。(報告書p.158)</p>		<p>る経費及び消費税等の公租公課だけを事業費として補助対象外経費とし、宿泊事業の経費及び臨時雇用を除く協会の役職員の人件費の全額を補助対象経費としている理由が積然としなかった。共通経費の配賦等の区分経理も行われていない。 「規定の文言がそうになっている。」だけでなく、しっかり説明責任を果たす必要がある。(報告書p.190)</p>	<p>すること」とした藤野芸術の家の活用方針に基づいて、補助金要綱で補助対象経費の範囲(人件費、維持管理費、修繕費)を定めている。 藤野芸術の家においては、限られた人員体制で、宿泊事業や施設の維持管理業務に当たっているため、指摘された人件費も補助対象経費としている。 その他対象経費の詳細については、貸付先事業者から提出された事業計画の支出計画内訳により、必要最低限の運営費であることを確認している。</p>
<p>14 支払の遅れ おおいそ学園では、支払うべき請求に対して、支払期限を過ぎてても支払われていなかったため遅延利息が発生していた。 支払の遅れがないよう、支払うべき期間内に遅滞なく支払う必要がある。(報告書p.164)</p>	<p>平成30年8月から、支払の遅延を防止するため、経理を担当する管理課職員が相互確認できるように、請求書収受簿による支払状況の記載及び把握を徹底した。</p>	<p>18 実績報告書(収支精算書)の誤り(消費税等の過大計上) 藤野芸術の家運営費補助金について、県への補助金の実績報告(収支精算書)に消費税等が948千円過大に計上されている。消費税等の確定申告を反映した適正な金額での収支精算書の提出を求める必要がある。(報告書p.190)</p>	<p>令和2年3月27日付で消費税等の確定申告を反映した適正な金額の収支精算書の提出を受けた。</p>
<p>15 職員の給食検食等の執行科目の適正化 おおいそ学園では、賄材料費について、全額「県立児童福祉施設入所者処遇費」で執行している。 しかし、職員が供する給食及び検食等にかかる賄材料費は「県立児童福祉施設維持運営費」で、入所児童の給食にかかる部分は「県立児童福祉施設入所者処遇費」に、予算額の比率どおりに按分するのが予算編成及び執行上のルールとなっている。 ルールに従い、職員の給食及び検食等の分について、「県立児童福祉施設維持運営費」と「県立児童福祉施設入所者処遇費」で按分するように改善する必要がある。(報告書p.164)</p>	<p>令和元年度に「県立児童福祉施設入所者処遇費」で支出した職員が供する給食及び検食等に係る賄材料費(以下「職員分」という。)については、令和元年度中に「県立児童福祉施設維持運営費」へ支出科目の更訂を行った。 なお、令和2年度当初予算から、職員分は「県立児童福祉施設維持運営費」、入所児童の給食分は「県立児童福祉施設入所者処遇費」に、想定食数に基づいて分けて計上するよう積算の見直しを行った。</p>	<p>19 要改善対象への指導監督の徹底 私立学校検査について、指摘事項を長期間改善しない者は神奈川県私立学校検査実施要綱の目的を達していないため、県が改善を促すよう指導監督を徹底すること。 具体的には、検査結果によっては補助金の不交付事由に該当する可能性があること等の項目を検査実施要綱に追加する必要がある。(報告書p.225)</p>	<p>引き続き、指摘事項を長期間改善しない者に対しては、改善の指導を行うとともに、令和2年8月までに、検査実施要綱及び設置者への検査実施通知において、検査結果によっては経常費補助金の不交付事由に該当する可能性がある旨の記述を追加した。</p>
<p>16 収支余剰についての補助金返還 藤野芸術の家の運営に当たり、収入で運営費を賄えない部分を助成するのが本補助金の目的だと考える。補助金である以上、収支余剰(平成30年度2,256千円)については返還を受ける必要がある。 青少年課で作成した補助金交付要綱では補助対象経費の算定に当たり収入を規定していないので返還を求められないとのことであるが、要綱を改正する必要がある。(報告書p.189)</p>	<p>当該補助金は、収支差引補助ではなく、補助対象経費及び補助率を定めて交付している補助金であり、当該年度においては、補助対象経費が補助額を上回っているため、返還すべき額は発生していない。 指摘のあった収支余剰については、藤野芸術の家の事業全体の収支余剰であることから、運営団体との協議を踏まえ、今後の継続的、安定的な施設運営に資するため、留保すべきものと判断し、返還は求めないこととした。 なお、補助金要綱における補助対象経費は、「公益目的を果たしつつ施設を維持管理できる必要最低限の運営費を助成すること」とした藤野芸術の家の活用方針に基づいて、範囲(人件費、維持管理費、修繕費)を定めているものであり、要綱の改正は行わない。</p>	<p>20 総合療育相談センター使用料の収入未済について 総合療育相談センター使用料の収入未済額について、金額は少額であるが毎年件数及び金額ともに増加している。収入未済について、管理課は、督促状の発行を行い、その後も支払が確認できない場合には、不定期で督促を行っている。 しかし、一連の手続について、いつ、誰が、どのように行ったかといった記録を残していないため、督促回数、督促時期、督促の手段等を確認できる状況になかった。収入未済については、督促状況についての記録を残すことにより、原因を把握し、必要と認めるものについては、「使用料(手数料)免除(減免)申請書」を提出するよう促す必要がある。(報告書p.241)</p>	<p>令和2年度から、療育課において、管理課と連携して督促状況についての記録を残すこととした。また、利用者や保護者の生活状況を確認し、収入未済の原因の把握に努めるとともに、減免等が可能であると判断できるものは、「使用料(手数料)免除(減免)申請書」を提出するよう利用者に促すこととした。</p>
<p>17 補助対象外経費の区分の妥当性 青少年課で作成した補助金交付要綱では、藤野芸術の家の運営経費のうち工房等に係</p>	<p>補助対象経費は、「公益目的を果たしつつ施設を維持管理できる必要最低限の運営費を助成</p>	<p>21 医療費窓口収入の還付漏れ 総合療育相談センターでは、使用料及び手数料の支払い時に健康保険証の提示のない者は、自由診療での診療として扱い、窓口で10割を請求している。後日、保険証の提示を受けた際に「医療費還付依頼書」を提出させ管理課か</p>	<p>これまでは、県が自由診療分の還付を行っていたが、令和元年度からは、県から還付する方法ではなく、利用者が加入している保険機関から利用者へ還付する方法に改めた。</p>

ら支払い済みの自由診療分を返還することを原則とする手続を行っていたため、返還を受けるまでは二重払いの状況が生じていた。

「医療費還付依頼書」を処理すべき管理課において担当が内容確認の上、出納員である管理課長の確認印を受けて事務執行を行うべきところ、その手続を経ず、しまい込んでしまい、還付漏れが発生したが、これは文書管理の不適切から生じたものである。年度ごとに適正な事務処理を行う必要がある。(報告書p. 241)

22 公有財産の管理の不備
総合療育相談センターで毎年作成保存している実績確認事績を記録した帳票類の提示を求めたところ平成28年の帳票類の提示はあったが、平成29年及び平成30年の帳票は見当たらないとして、提示されなかったため、公有財産の管理が不十分な状況であることが判明した。
早急に自所属の公有財産の実態を把握する必要がある。(報告書p. 241)

令和元年度に備品等の現物照合を実施し、管理状況を備品台帳及び借用物品台帳に記録した。
今後も毎年度備品等の現物照合の手続を行い、適切な管理を行う。

23 貸付物品の確認
愛名やまゆり園(指定管理施設)の管理物品については、基本協定書別表2の貸付物品一覧表に登載しなければならないが、別表2に登載されていない物品が指定管理者である法人の固定資産管理台帳に多数登録されているため、別表2に登載のない資産について確認する必要がある。(報告書p. 251)

令和2年度中を目的に、貸付物品の現物照合を行い、貸付物品一覧表を更新する方向で法人と協議していく。

24 管理業務の対象となる物件に関する処理照会及び回答文書の保管

上記23に関連して、処理に疑義のある物品については、指定管理者から県に対し問い合わせた法人の固定資産管理台帳を整理している。処理に当たっては、県に問い合わせ整理しているが、県は口頭での確認のため、都度記録は残していない。

指定管理者からの管理業務の対象となる物件に関する処理の照会については、後日検証ができるように文書によることとし、処理照会文書及び回答文書を保管しておく必要がある。(報告書p. 251)

令和2年度中を目的に、指定管理者からの管理業務の対象となる物件に関する処理の照会については、文書によることとし、照会文書及び回答文書を保管する方向で、法人と協議していく。

令和元年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

令和2年3月10日付け神奈川県公報号外第7号で公表している令和元年度包括外部監査の結果について、神奈川県教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年2月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 梅沢裕之
同 小野寺慎一郎

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について
一般社団法人かながわ青少年協会(財政的援助団体等)

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会(指定管理事業)

日本赤十字社(指定管理事業)

社会福祉法人かながわ共同会(指定管理事業)

社会福祉法人清和会(指定管理事業)

令和元年度包括外部監査結果報告書(令和2年3月10日(神奈川県公報号外第7号)神奈川県監査委員公表第4号)で公表。以下「報告書」という。)記載の「指摘事項」25項目のうち、教育委員会所管の1項目について、令和2年12月1日付けで、次のとおり講じた措置の通知があった。(所管課 教育委員会教育局支援部子ども教育支援課)

監査の結果(指摘事項)	措置の内容
25 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー(SSWSV)の報酬支給漏れ防止のための報告書確認の徹底 SSWSVは、勤務実績報告書を勤務日ごとに随時メールで子ども教育支援課の担当者へ送付している。その勤務実績報告書1か月分を担当者が集計した後、執行担当者に報告し報酬の支払いを行っている。子ども教育支援課の担当者が、メールで送付された実績報告書に気づかなかったために報酬の支給漏れがおき、翌月に追加で支払いを行っている。 報酬の支給漏れはあってはならず、報告書の確認を徹底する必要がある。(報告書p. 263)	本支給漏れは、担当者が一人で事務を担っており、複数人によるチェック体制が整っていないことによる。 指摘を受け、令和元年度中に、勤務実績報告をSSWSVがメールで担当者に報告するのではなく、所属内の共有フォルダに本人が直接保存することとし、複数人による確認を行うことでチェック体制を強化した。 また、こうした支給漏れが今後生じないよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの報酬支給事務を行っている各教育事務所に対し、令和2年1月9日付けで通知を发出し、複数人による確認を徹底するよう注意喚起を行った。

(注) 「監査の結果(指摘事項)」欄について、指摘事項の内容は、神奈川県知事からの通知のとおりに記載している。

(注) 「監査の結果(指摘事項)」欄について、指摘事項の内容は、神奈川県教育委員会教育長からの通知のとおりに記載している。

神奈川県監査委員公表第4号

神奈川県監査委員公表第5号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県収用委員会会長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和3年2月2日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵 子
 同 梅 沢 裕 之
 同 小 野 寺 慎 一 郎

1 措置の対象となった監査の結果

令和2年12月11日（神奈川県公報号外第65号）神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち収用委員会分1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
収用委員会事務局	令和2年9月1日 (令和2年8月4日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、複写サービスの単価契約（複写サービス2,838円/枚、付加機能料金6,600円/月）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までにを行うべきところ、同月11日に行っていた。	不適切事項については、契約に係る事業者との調整及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事業者との連絡調整を十分行うとともに、進行管理を徹底することにより、適正な事務の執行に努めることとした。

公 告

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年2月2日

神奈川県平塚土木事務所長 相 原 久 彦

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市伊勢原3-881の8ほか9筆
開発区域の面積	868.86平方メートル
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市伊勢原4-12の1
開発許可を受けた者の氏名	株式会社トーシンファミリー 代表取締役 藤江 伸二
開発許可年月日及び許可番号	令和2年8月24日 神奈川県指令平土第610032号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年2月2日

神奈川県厚木土木事務所長 久 保 徹

開発区域に含まれる地域の名称	座間市相武台1-58の1ほか4筆
開発区域の面積	663.50平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市扇町12の18

開発許可を受けた者の氏名	積水ハウス株式会社 神奈川中央支店 支店長 木下 雅浩
開発許可年月日及び許可番号	令和2年6月15日 神奈川県指令厚土東第610019号

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和3年2月2日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 件名

令和3年度かながわ環境整備センター施設維持管理業務委託

(2) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(3) 履行場所

かながわ環境整備センター施設内（横須賀市芦名3-1,990）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「汚水処理施設等保守管理の委託」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

- (3) 神奈川県の名指停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること。
- なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。
- ア 資格審査に関する問合せ先
神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）
- イ 申請方法
かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの W T O 申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。
- また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。
- ウ 申請期限
令和 3 年 3 月 1 日(月)午後 5 時
- エ その他
詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属
郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新庁舎 3 階 神奈川県環境農政局総務室経理グループ 代田 紀子 電話 (045) 210-4031
- (2) 入札説明書の交付期間
令和 3 年 2 月 2 日(火)から同年 3 月 1 日(月)まで
- 4 入札参加希望者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 3 年 3 月 1 日(月)午後 5 時までに 3 の(1)の場所に提出してください。
- 5 入札及び開札の場所及び日時
この入札は、神奈川県庁新庁舎 3 階 神奈川県環境農政局総務室経理グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。
- (1) 入札期間
令和 3 年 3 月 12 日(金)午前 8 時 30 分から同月 15 日(月)午後 5 時まで
- (2) 開札日時
令和 3 年 3 月 16 日(火)午前 9 時
- なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 3 年 3 月 15 日(月)午後 5 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。
- 6 契約の締結
契約の締結は、令和 3 年 4 月 1 日以後に行います。また、令

和 3 年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがあります。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。
- (4) 落札者の決定方法
神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

- (1) Subject matter of the contract : Commission of the operation and maintenance work of the industrial waste final disposal facility for FY2021
- (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., March 15, 2021
- (3) Contact point for the notice : Noriko Shirota, Accounting Group, Office of General Affairs, Environment and Agriculture Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihonodori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-4031

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 3 年 2 月 2 日

神奈川県立茅ヶ崎養護学校長 吉 田 豊

1 調達内容

- (1) 件名
神奈川県立茅ヶ崎養護学校スクールバス運行业務委託
- (2) 業務内容及び契約の条件等
神奈川県立茅ヶ崎養護学校スクールバス運行业務の委託
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
神奈川県立茅ヶ崎養護学校が指定する運行経路 仕様書によります。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県競争入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「運搬・保管の請負」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級

に区分されているものであること。

- (3) 神奈川県の名指停止期間中の者でないこと。
 (4) 仕様書に示す業務を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 3 年 3 月 1 日(月)午後 5 時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに事務を担当する所属

郵便番号253-0083 茅ヶ崎市西久保29-1 神奈川県立茅ヶ崎養護学校 事務室 後藤 弥芙 電話 (0467) 57-5379

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和 3 年 2 月 2 日(火)から同年 3 月 1 日(月)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 3 年 3 月 1 日(月)午後 5 時までに 3 の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の日時及び場所

この入札は、神奈川県立茅ヶ崎養護学校事務室において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

- (1) 入札期間

令和 3 年 3 月 10 日(水)午前 8 時 30 分から同月 16 日(火)午後 5 時まで

- (2) 開札日時

令和 3 年 3 月 17 日(水)午前 9 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 3 年 3 月 16 日(火)午後 5 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

- (4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第 41 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) The nature and quantity of the services to be required :

Operation of school buses for Kanagawa Prefectural Chigasaki School for Children with Disabilities

- (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m. , March 16, 2021

- (3) Contact point for the notice : Kanagawa Prefectural

Chigasaki School for Children with Disabilities, Nishikubo

29-1, Chigasaki-shi, Kanagawa-ken, 253-0083, Japan, Tel

(0467) 57-5379